

本巢市フットサルリーグ規則

本巢市フットサルリーグの競技運営にあたり下記のとおり規則を定める。

本巢市フットサルリーグの加盟チームは、ここに定める規則を遵守しリーグの運営に協力しなければならない。

1. 会議

※運営委員会（役員と加盟チーム代表者又は代理者）

委員長が必要に応じて召集する。

※代表者会議（各部所属チーム代表者又は代理者）

- ・各部での運営に関する協議をする。
 - ・リーグの日程の調整し、ここで決定した日程を最終決定とする。
 - ・リーグ開催期間、前期1回、後期1回実施する。
- 原則として、場所はその日実施される試合会場で行う。

2. 試合

※会場準備及び会場整理

- ・会場準備は、試合予定表の第1試合の2チームが行う。
- ・会場準備チームは、第1試合開始時刻の20分前までに集合し協力して行うこととする。20分までに集合し準備を行わない場合は放棄したと見なす。
- ・会場整理は、試合予定表の最終試合の2チームが行う。
- ・会場整理に参加しないチームは放棄したと見なす。

※選手

- ・出場選手は、事前に運営委員会に提出した登録選手に限る。
- ・リーグ開催期間中に追加登録する場合は、出場試合開始までに会場責任者に、氏名及び年齢を告げ了承を受ける。
- ・年度の途中で他のチームへの移籍は、原則として認めない。

※その他

- ・相手チームとの識別の為、ユニホーム及びビブスなどを準備する。また、キーパーとフィールドプレイヤーとが識別できるよう配慮する。
- ・試合球1個を用意する。
- ・服装、用具、装飾品については、ケガの防止や会場施設の保全に配慮する。審判及び会場責任者に変更や改善を指示された場合は、速やかにその指示に従う。
- ・原則としてリーグ日程表の試合開始時刻より5分経過した時点において最低有効人員の3名がコートにいない場合は、試合放棄と見なす。
- ・試合を放棄した場合、リーグの結果としては0対5の負けとする。

3. 審判

- ・加盟チームは、リーグ試合の審判の義務と責任を負う。
- ・加盟チームは、リーグ日程表の割り当てられた審判担当試合の審判を行わなければならない。
- ・審判は、1試合を4名で行い、審判担当の2チームより2名ずつを出し、主審・副審・タイムキーパー・スコアラーの担当を決め行うものとする。
- ・試合予定表の審判欄左側のチームが主審を担当する。
- ・審判の服装は、選手との区別がつくように配慮する。
- ・審判は、審判を行うのに必要なホイッスル・時計などの用具を用意する。
- ・原則としてリーグ予定表の試合開始時刻より5分経過した時点において、担当チーム2名がコートにいない場合は、審判を放棄したものと見なす。

4. 会場責任チーム

- ・リーグ開催日の参加チームの中から、1チームが会場責任チームを行う。
- ・会場責任チームは、試合会場の管理施設（各公民館）より鍵と報告書を受け取り、第1試合開始時刻の30前までに、会場の鍵を開け照明の点灯を行う。
- ・全試合が終了し会場整理が終わった後、全員の退出と会場の現状復帰（ゴミの始末、防球ネットなど）を確認後、消灯し施錠を行い、報告書を記入し、管理施設に鍵と報告書を返却しなければならない。（午後10時までに）
- ・試合報告書を全て記入し、即日事務局に報告する。
報告後の試合報告書は、試合ボックスのファイルに保管する。
- ・試合ボックスは次の責任チームに引き継ぐ。
- ・次回会場責任チームは使用したビブスを洗濯し、次回試合ボックスと一緒に持参する。
- ・原則として第1試合開始20分前に試合会場の開錠をしない場合と、最終確認、及び鍵の返却を行わない場合は、会場責任チームを放棄したものと見なす。

5. 懲罰

リーグ加盟チーム及び選手が、この規約に違反した場合次のような懲罰を課することができる。

・懲戒処分

チーム及び選手が規約違反を犯した場合、懲戒処分を課することができる。
処分内容については、規約違反の内容や事情を聴取し役員会にて決定する。
処分内容としては、除名・出場停止・勝点剥奪・戒告・嚴重注意などとする。

・罰金処分

リーグ運営を行う上で割り当てられた役割や責任を果たせなかった場合は、下記に定める罰金をチームとして運営委員会に納めなければならない。

※試合放棄

1試合あたり ¥3,000

※会議の欠席、審判の放棄、会場準備会場整理の放棄、鍵当番の放棄

1回あたり ¥1,000

- ・罰金の納期は、次の各部連絡調整会議までとする。
- ・不可抗力で、罰金事例の対象となった場合はこの限りではない。不可抗力とは、天災及び事故などを指し、運営委員会で認められた場合をいう。

6. その他

- ・各チーム及び選手は、フェアプレー精神にのっとり、フットサル競技を通じ、参加者の友好と親睦に努めなければならない。
- ・この規則を侵し、このリーグの運営に著しく支障をきたす場合は、運営委員会の決定をもって、チームの除名、選手の除名、出場停止などの懲罰を科すことができる。
- ・各チームは、この規則をチーム全員に徹底し、チームとして責任をもって遵守しなければならない。

尚、この規則は、本巢市フットサルリーグ運営委員会において改正する事ができる。

平成20年4月27日 施行

平成22年3月10日 改正

平成28年3月 9日 改正

本巢市フットサルリーグ 運営委員会